

出產庫援給付金のご案内

出産・子育で応援給付金について

妊娠期から出産・子育てまで切れ目のない支援とあわせて、面談等で身近な相談に応じながら必要な支援につなぐ伴走型相談支援の充実を図るとともに、経済支援を図るため、出産・子育て応援給付金(計10万円)を支給します。

給付金を受給するためには、手続きが必要です。

支 給 内 容

出産応援給付金 : 妊婦1人につき5万円

子育て応援給付金:出生児1人につき5万円(出産後の支給となります)

支給対象者

- 申請時点で多賀町に居住し、令和5年3月1日以降に妊娠届出を行った妊婦(産科医療 機関等を受診し、妊娠の事実を確認した者または妊娠していることが明らかである方。)
- 他の自治体で出産応援給付金による出産応援ギフトの支給を受けていない方
- ※すでに多賀町から他の自治体へ転出されている方は、転出先の自治体にて支給を受けてください。
- ※子育て応援給付金は出産後の「新生児訪問」等での面談後の支給となります。

支 給 方 法

申請書を提出された後、審査を行い、該当者に決定通知書を送付します。その際に、振込予定日をお知らせし、指定金融機関口座へ振り込みます。

※申請書に不備がある場合を除きます。

「新生児訪問」とは・・・ 生後4か月までの赤ちゃんのいる家庭に保健師等が禁

のいる家庭に保健師等が訪問し、赤ちゃんの体重測定やお母さんの相談、母子保健サービスや予防接種のご案内などをします。

申 請 方 法

『妊娠届出時アンケート』、『多賀町出産応援給付金支給申請書兼請求書』に記入の上、申請者本人確認書類・受取口座確認書類の写しを添付して提出してください。

お問い合わせ先 滋賀県犬上郡多賀町大字多賀221番地1

多賀町総合福祉保健センター「ふれあいの郷」内

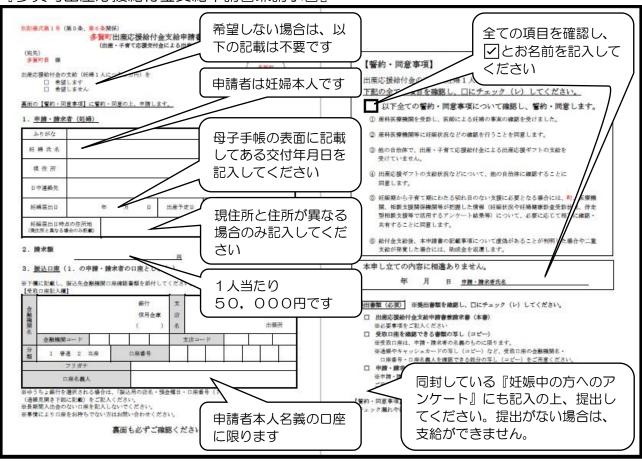
多賀町役場 福祉保健課

電 話:0749-48-8115 有線(FAX):2-2021

FAX:0749-48-8143 受付時間:平日8:30~17:15

記入時の注意事項

『多賀町出産応援給付金支給申請書兼請求書』



『多賀町子育て応援給付金支給申請書兼請求書』(出産後の申請となります)

